

京都市告示第 598 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 25 年 10 月 16 日付けで認可した新御幸町町内会について変更の届出があったため，同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和 3 年 3 月 8 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 3 4 番地	京都市上京区新御幸町 2 4 番地 2

2 代表者の氏名

変更前	変更後
田中 貴博	宇畑 徹

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町 3 4 番地	京都市上京区新御幸町 2 4 番地 2

(文化市民局地域自治推進室)